

地方国立大学に対する予算の充実を求める声明  
－第3期中期目標期間に向けて－

平成27年1月6日

国立大学法人和歌山大学 経営協議会外部委員（50音順）

赤木 攻（元大阪外国語大学長）

樫畑 直尚（株式会社南北代表取締役）

柏原 康文（株式会社テレビ和歌山代表取締役社長）

松原 敏美（弁護士）

南 努（元大阪府立大学長）

私たちは、国立大学の法人化以降、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第20条第2項第3号にもとづく経営協議会の学外委員として、和歌山大学の将来計画をはじめ、大学経営の審議に参画し、大学経営に対する「社会の目」として役割を果たしてきた。

その立場から、これまでの国立大学に対する運営費交付金などの予算の削減、また今般の政府等における国立大学、とりわけ運営費交付金の配分に関する議論をみていると、平成28年度から始まる第3期中期目標期間における地方国立大学の存立を危惧せざるをえない。

和歌山大学は、これまで運営費交付金が年々削減され、正規の教員を減らしながらも、特任の教員を雇用し、教育の質の向上や教育研究の推進はもとより、新たな国際教育や地域連携の分野も切り拓いてきた。とりわけ、特任の教員は、身分は不安定ではあるものの、正規の教員に伍して地域社会の発展に大きく貢献し、安倍内閣が推し進める地域創生に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、いまそのような経営努力も限界に達してきており、これ以上の運営費交付金の削減がなされると、大学の本務である教育研究に携わる教員の削減に加え、国際教育や地域連携の新たな分野で先導的役割を果たす未来を担うべき教員も雇用できず、大学現場はますます疲弊し、大学における教育研究の質の低下を招くことはおろか地域への貢献も十分果たせなくなる。

先般の国会において、下村博文文部科学大臣が、「大学の教育研究活動を支えるには、財政基盤を確立した上で、めり張りある配分を行うことが重要です。国立大学法人運営費交付金や施設整備費補助金、私学助成を安定的に確保するとともに、改革を進める大学を重点的に支援します。」と所信表明されたが、昨今の政府・審議会等の議論やこれまでの国立大学に対する財政支援をみると、国立大学法人法に基づき大学経営に関与してきた者として、今後の国立大学の行く末にかなりの不安を感じる。

国立大学法人法が改正され、平成27年4月以降、経営協議会において学外委員を過半数とすることとなったことは、私たちのこれまでの「社会の目」としての役割が認められたと同時に、私たちに国立大学法人の経営に対する責任をこれまで以上に求めているのだと認識している。

これから、第3期中期目標期間に向けて、国立大学がさらなる存在感を示していくべき時に、政府内だけにとどまらず、地方自治体や地方経済界は元より、私たち経営協議会の学外委員も参加した議論を行い、まさに地方創生を担う国立大学としてその責務を果たせる財政支援の方針が確立されるようここに要請するものである。